

オーストリア共和国における連邦制  
— 連邦国家における権限配分を中心として —  
(6)

奥 正 嗣\*

**Federalism in the Federal Republic of Austria**  
**— The division of responsibilities between *Bund* and *Länder* —**  
(6)

Masatsugu Oku\*

**Abstract**

A federal state consists of smaller individual states, nine in Austria, and responsibility for legislation, administration and jurisdiction are divided between the states and the federation.

This paper examines the Federalism in the Federal Republic of Austria, chiefly the division of functions between *Bund*, the federal state, and *Länder*, the individual states.

Firstly, we see the main provisions of the Austrian Constitution (*Bundes-Verfassungsgesetz* [*B-VG*]) related to these functions, namely Articles 10–15, which show clearly the centralization of Austrian Federalism in comparison with that of Germany or Switzerland.

Secondly, we see the participation of *Länder* in the legislation or administration of *Bund*, and the co-operation of *Bund* with the legislation or administration of *Länder*.

Thirdly, we see examine the control and compulsory execution of *Bund* on *Länder*.

Lastly, we examine the relations between the constitution of *Bund* and that of *Länder*.

**キーワード**

連邦と州との間の権限配分、オーストリア連邦憲法10条–15条、財政憲法律、化石理論 (Versteinerungstheorie)、配慮原理 (Berücksichtigungsprinzip)、観点理論 (Gesichtspunktetheorie)、連邦と州の協力、州に対する連邦の監督、協働的連邦国家

---

\*おく まさつぐ：大阪国際大学名誉教授 (2018.9.13受理)

目次

はじめに

第1章 連邦国家における権限配分

1. 権限配分の対象と権限高権

(1) 権限配分の対象

(2) 権限高権

2. 連邦と州との間の権限配分

(1) まえがき

(2) 一般的権限配分

(以上、大阪国際大学紀要『大阪国際大学研究論叢』第30巻第3号、平成29年3月)

(3) 学校制度

(4) 財政関係

(以上、大阪国際大学紀要『大阪国際大学研究論叢』第31巻第1号、平成29年10月)

(5) 非高権的行政（私経済行政、私法行政）

(6) 公的委託制度

3. 権限規範の解釈

(1) 権限の解釈

(2) 権限領域の分離、累積（重なり）原理および観点理論

(以上、大阪国際大学紀要『大阪国際大学研究論叢』第31巻第2号、平成30年1月)

(3) 横断事項または複合事項

(4) 権限の集中と権限行使の調整

(5) 「制度理論」その他の連邦権限の一般条項化

(6) 補完性の原則の確立に向けて

(以上、大阪国際大学紀要『大阪国際大学研究論叢』第31巻第3号、平成30年3月)

第2章 連邦の立法および執行への連邦参議院および州の協力（参与）、州の立法および執行への連邦の協力（参与）

1. 連邦の立法への連邦参議院の協力（参与）

(1) 連邦の立法への連邦参議院の協力（参与）

(2) 連邦参議院のその他の権限

(3) 連邦参議院の議決要件

2. 連邦の立法への州の協力（参与）

(1) 連邦の立法への州の同意権

(2) 州の同意の擬制

3. 州の立法への連邦の協力（参与）

(1) 州の立法に対する連邦政府の異議権

(2) 州の立法に対する連邦政府の同意権

4. 連邦の執行への連邦参議院の協力（参与）

(1) 連邦参議院の異議権

- (2) 連邦参議院の同意権
- (3) 連邦参議院のその他の権限
- 5. 連邦の執行への州の協力 (参与) (間接連邦行政)
  - (1) 間接連邦行政の定義とその意義
  - (2) 間接連邦行政とその問題点
  - (3) 原則としての間接連邦行政
  - (4) 間接連邦行政における州の執行費用負担責任
  - (5) 間接連邦行政における州の行政責任
  - (6) 間接連邦行政の主体としての州知事
  - (7) 間接連邦行政の監督
  - (8) 間接連邦行政の異なった類型
  - (9) 非高権的行政と間接連邦行政

(以上、大阪国際大学紀要『大阪国際大学研究論叢』第32巻第1号、平成30年10月)

- 6. 州法律の州執行への連邦の協力 (参与) (間接州行政)
  - (1) 州法律の執行と連邦政府の同意
  - (2) 州法律の執行と協定法律

### 第3章 州に対する連邦の監督および強制執行

- 1. 州に対する連邦の監督
  - (1) 「連邦監督」の概念
  - (2) 連邦監督の機能および種類
  - (3) 州に対する連邦の具体的な監督権限
    - A. 州立法に対する連邦監督

(以上、本号)

### 6. 州法律の州執行への連邦の協力 (参与) (間接州行政)

州機関による連邦行政の処理 (間接連邦行政) とともに、連邦憲法は、それに対応するものとして、連邦機関による州行政の処理 (間接州行政) についての個々の場合も定めている<sup>(92)</sup>。

#### (1) 州法律の執行と連邦政府の同意

##### ① 連邦政府の同意とその根拠

州法律は、しばしば、州法律の執行に際しての連邦機関の「協力 (Mitwirkung)」を規定する。このような州法律は、連邦政府の同意を必要とする (連邦憲法97条2項)。連邦は、州による間接連邦行政 (連邦憲法103条)、管区行政官庁による安全保障行政 (連邦憲法78a条) など、憲法によって直接的に、かつ広範囲にわたって、州行政を利用することができるのに対して、州は、間接州行政の制度において、原則的に連邦の同意を要件とする。このような連邦憲法における非対称は、市町村 (地方公共団体) (連邦憲法115条1項) に対するのと同様な支配従属関係 (連邦憲法119a条) を認めるところのヒエラルヒー的理解を示唆する。確かに、州立法に対する連邦の同意権は、連邦の州に対する強力な監

督手段という要素を有しているが、君主の裁可権の名残<sup>なごり</sup>ではなく、連邦と州それぞれの国家権力が特別の制限に服していることの現れであり、むしろ内容的には協働的連邦主義 (kooperativer Föderalismus) の発現形態と見なすことができる。このことは、後述する (6. (2)) ところの協定法律 (連邦憲法15条4項)、協定命令 (1920年憲法経過法 [StGBI.Nr.451/1920, BGBI.Nr.2/1920] 8条5項 (d))、連邦立法に対する州の同意権 (連邦憲法14b条4項、102条1項、4項) も存在することから肯定できる<sup>(93)</sup>。

州法律執行に際しての連邦機関の「協力 (Mitwirkung)」という言葉が示すように、州に執行権限が残っており、その残りの、一部領域のみの連邦機関への委任であり、州法律のすべての執行を連邦機関に委任することは許されない (VfSlg 2658/1954)<sup>(94)</sup>。

連邦機関への協力委託の根拠として、一般的に、連邦機関に相当する機関が州レベルにおいて欠如していることが挙げられる。しばしば引用される例として、保安団体 (特に連邦警察) (連邦憲法10条1項14号) による州法律の執行がある<sup>(95)</sup>。州警察部 (Landespolizeidirektion) が同時に第一審の安全保障官庁である市町村領域については、州は独自の保安団体 (Wachkörper) を設置することが許されない (連邦憲法78d条2項) ゆえの連邦の保安団体の協力である。この場合は、州が独自の保安団体を設置することを連邦憲法によって禁じられている (連邦憲法10条1項14号) にもかかわらず、連邦憲法97条2項により、連邦政府の同意を必要とする<sup>(96)</sup>。州法律執行における保安団体の協力に際しては、服務上組織上の権限を除き州の官庁権限が残っている<sup>(97)</sup>。また、州法律が規定する州税または市町村税の査定と徴収も、しばしば、連邦の税務官庁に委託される (財政憲法律11条3項)。この場合も、連邦憲法97条2項の同意に服する<sup>(98)</sup>。

また、連邦憲法22条 (公の機関相互間の協力義務) に関して、法律で定められた権限の範囲を超える連邦の協力義務についても、連邦機関の法律で定められた権限範囲を拡張することになるゆえに、連邦の同意を必要とする<sup>(99)</sup>。

## ②連邦政府の同意を不要とする場合

連邦機関の協力が憲法上義務づけられている場合が存する (連邦憲法14条4項a [公の義務教育学校の教員の任命などの人員配置の際の連邦学校官庁の協力]、15条3項 [劇場・映画・公の見世物など催し物の監督・取締りおよび許可付与の際の連邦警察官庁である州警察部の協力])。この場合には連邦政府の同意は必要でない<sup>(100)</sup>。

また、通常の司法権については連邦が独占するので (連邦憲法82条1項)、州は、民事または刑事の司法的執行 (裁判) を連邦に委任することを事実的または法的に強いられる。このことは、州の公勤務法 (連邦憲法21条1項1文)、農林業の労務者・被用者法 (連邦憲法12条1項6号) に関する司法権、州がその立法対象の規制に必要な規定を民事法および刑事法の領域においても為すことができる権限 (連邦憲法15条9項) に伴う司法権、ヨーロッパ人権条約6条 (公正な裁判を受ける権利) の実施に必要な州事項における司法権について当てはまる<sup>(101)</sup>。これらの場合においては、連邦憲法97条2項による連邦政府の同意を必要としないとされる<sup>(102)</sup>。裁判所は、最上級州行政官庁に組織的に従属することはできないので、裁判所 (連邦機関) の協力は考慮されないとされる<sup>(103)</sup>。

州法律執行権限を司法権に委任するに際しては、州政府の指示・命令権または監督権

は、司法権の独立（連邦憲法87条1項）の観点から憲法上許されない<sup>(104)</sup>。

③連邦の同意を欠く州法律の効力、2つの法律議決（チロール州方式）

連邦政府の同意を必要とする州法律議決は、州議会の法律議決後直ちに、州知事によって、連邦政府に公示される。連邦政府は、同意付与、同意拒否、8週間の拒絶期間の経過（同意として扱われる）を選択できる（連邦憲法97条2項）<sup>(105)</sup>。

次に、連邦憲法97条2項の連邦政府の同意がどこまで関係するのか問題となる。連邦によって同意が拒否された場合、学説および憲法裁判所の判例（VfSlg 14605/1996; 15035/1997; 15133/1998）によると、同意の拒否は、州議会の法律議決の全体に関わるとする。その理由として、個々の法律箇所の除去は議決本文を変えることになり、また、規定の分離は、しばしば法律の意味の変更をもたらすことを挙げる。もっとも、上記の憲法判例は、州憲法が州議会に対して、州議会の法律議決において、同意が拒否された場合の代替案も採択することを授權し、州知事は、公布の際に、ともに立法者の意思を体现する2つの異なった法律議決（同意がある場合の法律議決と同意が無い場合の法律議決）を自由に用いることも許されるとしている。チロール州憲法も、州立法手続においてこの方式を採用する（チロール州憲法〔TLO〕38条7項：LGBI.Nr.61/1988）。かくして、連邦国家違反の同意義務の拡張、それと結び付いた州立法に対する極めて厳しい連邦監督の方式を、州の憲法自律性を強化する憲法判例によって防ぐことができる<sup>(106)</sup>。

(2) 州法律の執行と協定法律

協力委任（委託）の特別な法形態として、連邦と州の協定法律がある<sup>(107)</sup>。

州警察部（連邦官庁）が、州または市町村の安全保障官庁として第一審管轄権を有している場合（連邦憲法78b条1項、78c条）に、連邦と州の協定法律によって、交通（道路）警察（Straßenpolizei）と航行警察（Schiffahrtspolizei）の作用（職務）を、それらが州執行権限に属する限り、州警察部に委任することができる（連邦憲法15条4項）。交通警察および航行警察は、連邦憲法11条1項の連邦法律事項・州執行事項（4号、6号）であるので、州法律の執行に際しての連邦官庁の協力を規定した連邦憲法97条2項のシステムは適用されない<sup>(108)</sup>。それゆえ、連邦と州との協定法律という特別形態が作られている<sup>(109)</sup>。協定法律の根拠として、同じ執行作用（職務）につき連邦と州の二重の組織高権が存することが挙げられる<sup>(110)</sup>。また、連邦憲法11条が規定する執行形態は、間接連邦行政ではなく州行政であるから、間接連邦行政についての連邦憲法102条1項、4項が定める「州の同意権」は問題にならない<sup>(111)</sup>。

### 第3章 州に対する連邦の監督および強制執行

連邦憲法は、一般的統一的な連邦の監督という手段を採用していない。しかし、一定の場合において、連邦と州との間に、あるいは、一定の連邦機関と州機関との間に、上下の秩序関係が存在し、連邦憲法は、一連の、州に対する連邦の具体的な監督権限を規定している<sup>(1)</sup>。かくして、オーストリア憲法における連邦監督は、連邦国家における権限配分並びに権力配分的権力制限的組織との関連で規定されるところの多数の具体的な手続、権限、制裁から構成されている。また、連邦と州の法的対等性の原則から、連邦監督に関連

するところの連邦と州との間の権限争議は、中立的な機関である憲法裁判所によって裁判される(連邦憲法138条1項3号)。さらに、憲法裁判所による法律の違憲性の審査(連邦憲法140条)も、その起源を、連邦と州との間の仲裁裁判官としての憲法裁判所の役割に有している<sup>(2)</sup>。それゆえに、州立法に対する連邦監督および州行政に対する連邦監督に関する法的統制(コントロール)も本章の考察の対象となる。

州に対する連邦の監督(連邦監督)(Bundesaufsicht)は、連邦の州に対する一方的な権限と理解され、連邦と州の対等(Parität)の原則を破る危険性も存する<sup>(3)</sup>。オーストリア連邦憲法においても、連邦国家的秩序保障のための連邦に対する州の監督権は十分考慮されていない状況にある<sup>(4)</sup>。しかしながら、連邦に対する州の監督の手段と解釈されるところの、連邦に対する州の権利も少ないながら存在する。それゆえ、連邦監督との関連で、本章3.において、「連邦に対する州の監督」を概観する。本章の記述については、主に、ペレントハレルの論述に拠っている。

## 1. 州に対する連邦の監督

州に対する連邦の具体的な監督権限の考察に入る前に、「連邦監督」の概念、機能および種類について概観する。

### (1) 「連邦監督」の概念

伝統的な意味において、州に対する連邦の監督(連邦監督)(Bundesaufsicht)とは、連邦国家の枠内において、州の義務確保に奉仕するところの、憲法上規定された連邦の州に対する統制(コントロール)および影響可能性をいう<sup>(5)</sup>。ところが、最近では、州監督も含めて連邦監督を、協働的連邦主義(kooperativer Föderalismus)の観点からとらえる見解が有力である。それによると、連邦監督は、あらゆる連邦国家において存在し、それゆえ、連邦国家の基本原則(オーストリアにおいては、連邦憲法2条)の内容として、連邦国家をその核心部分において特徴づけるものとされる。「連邦監督」という概念は、「国家監督(Staatsaufsicht)」という一般的概念から派生したが、「国家監督」は、上位の国家的法秩序との関係で、とりわけ市町村など自治行政の合法性を保障するものとされるのに対し、「連邦監督」は、国法的に分離され自立性を有する連邦と州という2つの民主的正統性を有する基本的に同位の国家権力(政府)の統制・調整・統合を目的とするものとされ、両者は本質的に異なる<sup>(6)</sup>。

また、連邦監督は、連邦主義的利益調整および対立回避の手段である。オーストリア連邦国家は、連邦主義の政治的対立を広く憲法的制度と手続において合理化するという特徴を有する。この法的制度の中心に憲法裁判所が存し、連邦監督の枠内においても最も重要な法的統制の手続を行使する。従って、連邦と州との間の政治的調整のみではなく、憲法裁判所による法的統制も、連邦監督の重要な内容を構成する<sup>(7)</sup>。

さらに、連邦監督制度が有する「調整」的要素と同様に、統制の目標および基準を維持するための「制裁(Sanktion)」を強制的に実施することも、本質的に連邦監督に属する。その限りにおいて、連邦監督(Bundesaufsicht)と連邦強制(Bundeszwang)は、連邦憲法において規定され、ともに国家性を有する連邦と州から成る連邦国家の本質的要素に属

する<sup>(8)</sup>。

## (2) 連邦監督の機能および種類

連邦の州に対する監督は多岐にわたるので、連邦監督の機能および種類の考察が有益である。

### ①監視機能と是正機能

連邦監督は、連邦国家制度において、連邦と州という国家権力の自立的担い手の効率的な協働を保障し確保すべきものとされる。すなわち、連邦監督は、連邦国家においてそれぞれ国家的任務の一部についてのみ権限を有する連邦と州という自立的組織体の互いに制限された任務実現を、合法性・効率性・相互配慮・協働に基づき、永続的にコントロールすべきものとされているのである。このようなコントロールは、2つの異なった機能を前提とする。一方では、自立的組織体の任務実現に関する情報を絶えず収集し、これらの情報を組織目標の観点から評価することであり、他方では、任務実現が監督目標に合致しないならば、任務実現に介入し影響を与え修正していくことである。前者は監視機能 (Beobachtungsfunktion)、後者は是正機能 (Berichtigungsfunktion) と呼ばれる。両機能とも、市町村など自治行政体に対する国家監督 (Staatsaufsicht) にも存するが、連邦と州との間の連邦監督においては、連邦と州の国法上の自立性、連邦国家におけるそれらの国家権力の憲法上の配分形式を尊重しなければならないところの特別の手續および組織形態であるということに留意する必要がある<sup>(9)</sup>。

### ②指導監督 (上級監督) と直接監督

連邦監督は、憲法上別々の組織体間の法関係に基づくものであり、指導監督 (上級監督) (Oberaufsicht) と呼ばれ、行政組織体内部の下位機関に対する監督である直接監督 (unmittelbare Aufsicht) と区別される。連邦監督は、憲法によって自ら直接監督には服さずに国法上政治上の責任のみを負うに過ぎないところの最上級国家機関 (多くは州の) に向けられる<sup>(10)</sup>。

### ③依存的連邦監督と独立的連邦監督

連邦監督は、例えば、連邦憲法11条および12条が定める権限配分規定におけるように、監督目標としての具体的な法律規定の遵守を監視する場合は、依存的連邦監督 (abhängige Bundesaufsicht) と呼ばれる。これに対し、連邦監督の目標が、一般的憲法規範、あるいは2012年6月5日の連邦法律 (BGBl. I Nr.51/2012) によって廃止されたかつての連邦憲法98条 (州議会の法律議決と連邦政府の異議) 規定におけるように「連邦の政治的利益」である場合は、独立的連邦監督 (selbständige Bundesaufsicht) と呼ばれる。

オーストリア連邦憲法は、異常なまで多くの連邦立法権限を含んでおり、州は、施行および執行権限 (Ausführungs-und Vollzugskompetenz) に重点を置く (執行連邦主義) (Exekutivföderalismus) ので、さまざまな形式の依存的連邦監督が大きな意義を有する。もっとも、独立的連邦監督も、監督を受ける法主体の、「連邦への忠誠 (Bundestreue)」 (連邦と州の相互の包括的な忠誠義務、配慮義務) という一般的原理からも、上位の国家秩序としての抽象的な「連邦国家制度」からも直接導き出しえない具体的権利義務を根拠づけるので、連邦憲法の中に明確に根拠づけられねばならない。連邦監督は、連邦機関と

州機関との間の連邦国家的分離原則を修正し、時には、権力分立のその他の基本原則にも反することもあるので、明確な憲法的根拠なしには存在しえないのである<sup>(11)</sup>。

### (3) 州に対する連邦の具体的な監督権限

(1) で述べたように、オーストリアの連邦国家制度においては、州に対する連邦の監督という一般的制度はなじみが無い。しかし、連邦の州に対する監督手段と解釈されるところの、連邦の州に対する一連の憲法上の監督手段が存在する。それには、特に、連邦憲法11条（連邦の立法と州の執行）および12条（連邦の原則的立法と州の施行立法および執行）の事項において、連邦によって発布された規定の遵守を監督する連邦の権利（連邦憲法15条8項）（この事項についての連邦の権利は、州の執行状況についての情報を取得しうる情報権のみであり、指示・命令権を含むものではない。この意味において、連邦の権利は、監視的（beobachtend）措置に過ぎず、是正的（berichtend）措置として、連邦主務大臣は、州官庁の処分に対して行政裁判所に訴えを提起しうる〔連邦憲法132条1項2号〕<sup>(12)</sup>、これと類似規定としての学校・教育制度、農林学校・教育制度における規定（連邦憲法14条8項1文、14a条6項）（それゆえ、連邦は、連邦憲法11条、12条、14条、14a条事項の州による執行について調査し知ることができる）<sup>(13)</sup>、連邦の立法事項である環境影響評価（連邦憲法11条1項7号）、動物保護（連邦憲法11条1項8号）の事項について、州の執行行為に対する報告を求め、また州官庁の書類を閲覧（Einsicht）する連邦の権利（連邦憲法11条7項1号、2号）<sup>(14)</sup>がある。さらに、州の公の義務教育学校の教員に対する州による任命・人員配置・表彰など服務高権の行使につき、連邦の学校官庁の提議権（Vorschlagsrecht）など連邦の協力権（連邦憲法14条4項（a））<sup>(15)</sup>、地方的安全警察事項における市町村による執行を監督し、採られた措置の不備を州知事に対する命令（訓令）によって除去する連邦の権限（連邦憲法15条2項）<sup>(16)</sup>、映画・劇場・公の見せ物など州の興業（催し物）に関する法（Veranstaltungsrecht）の委任の枠内で、興業（催し物）を監督する連邦（連邦官庁である州警察部）の権限（連邦憲法15条3項）<sup>(17)</sup>、州相互間の協定を遅滞なく連邦政府に知らせる義務（連邦憲法15a条2項）<sup>(18)</sup>、州の国家条約締結に関する連邦の監督権（連邦憲法16条2項、3項）<sup>(19)</sup>、国家条約に関して州によってなされた実施措置の事項における州に対する連邦の監督権（連邦憲法16条4項、5項）（ヨーロッパ統合の枠内における法行為の実施に必要な州の措置に関しては、州に対する連邦の監督および指示命令権は帰属しない。州が必要な措置を適宜に実施しない場合は、この措置を実施する権限は連邦に移行する〔連邦憲法23d条5項〕）<sup>(20)</sup>、2012年6月5日の連邦法律（BGBl. I Nr.51/2012）によって廃止されたが、かつて存在した州議会の法律議決に対する連邦（連邦政府）の停止的異議（連邦憲法98条）<sup>(21)</sup>、連邦政府の提議に基づき連邦参議院の同意（総議員の2分の1以上が出席し、かつ投票の3分の2の多数）を得ての連邦大統領の州議会解散（連邦憲法100条1項）<sup>(22)</sup>、州行政庁の一定の処分に関して行政裁判所に取消しを求める連邦主務大臣の権利（連邦憲法132条1項2号）<sup>(23)</sup>、州の法律および命令に関して憲法裁判所に取消しを求める連邦政府の申立権（連邦憲法139条1項、140条1項）<sup>(24)</sup>、財政憲法律（連邦憲法13条1項参照）における州に対する連邦の監督権（財政憲法律13条〔州（市町村も含む）に対する目的制限的な補助金給付に際して、条件遵守

についての連邦の監督]、15条〔特別の連邦法律または連邦財政法律に基づく州の借款についての連邦の監督]、16条〔連邦財務大臣と会計検査院による州の決算の監督]、9条〔州(市町村も含む)の租税法律(9条)および州・市町村組合・市町村の公債の起債に関する州法律(14条)に対する連邦の異議権〕<sup>(25)</sup>、会計検査院による会計の監督(連邦憲法121条、127条5項、6項)<sup>(26)</sup>など多様な連邦監督の類型が存する。

以下、上記のいくつかの重要項目について、A. 州立法に対する連邦監督、B. 州行政に対する連邦監督に分けて連邦監督を考える。

#### A. 州立法に対する連邦監督

##### ①連邦憲法12条(州の施行立法)に対する連邦監督

連邦憲法12条事項において、連邦によって発布された規定の遵守を監督する(感知する、確認する)(wahrnehmen)連邦の権利が存する(連邦憲法15条8項)。ここでは、連邦憲法15条8項は、監督目標の特殊性によって特徴づけられる。すなわち、州法律の連邦憲法適合性や連邦の財政的利益などではなく、もっぱら施行立法(施行法律)が「原則についての立法」に適合しているかどうかの問題となっている。この問題は憲法問題でもあるが、一般的基本原理ないし枠(大綱的)規定と施行立法者の法形成の自由との間の困難な境界確定が中心となっている<sup>(27)</sup>。

一般的に、「原則についての立法」は、連邦を通じて統一的な規定を必要とするがゆえに、非常に抽象的な問題に制限されることとなる。その結果として、州立法者の憲法上の自立性(自主性)(Selbständigkeit)を発揮することができる。しかし、実務においては、原則立法についてのこの原理が遵守されないことがしばしば起こるといわれる。いずれにせよ、施行立法は、原則立法に反することや、一部施行しないことによって原則立法の意味を変えることは許されない。原則立法の施行立法への置き換えに関する州の義務は、連邦憲法15条6項の期間設定、および州の立法権限の連邦への一時的な委譲(Devolution)<sup>(28)</sup>という制裁を伴って、存在している<sup>(29)</sup>。

連邦憲法15条8項による連邦監督は、連邦憲法15条6項による施行法律発布のために定められた期間(連邦参議院の同意によって別段の定めができるが、原則的に6ヵ月より短くなく1年より長くない期間)を遵守することにまで及ぶ。州に対する制裁ともいえる施行立法権の連邦への委譲(Devolution)の争いを避けるためにも、この期間の遵守が監督(Wahrnehmen)される。連邦憲法138条(権限争議の裁判)、140条(法律の違憲性の審査)による施行法律の合憲性に関する法的対立をできる限り抑制することが、連邦憲法15条8項の連邦監督の最も重要な目標の一つである。これに対し、連邦憲法15条8項を根拠にして、州立法者に対する「是正的(berichtigend)」機能を連邦に認めることは、協働的連邦主義の観点から許されない<sup>(30)</sup>。通常、州の施行立法は、事項的に多数の連邦権限と関係するので連邦との協働が不可欠とされ、新たな立法や大規模な改正は、連邦と州共通の専門会議によって審議され合意が調達されていると言われている<sup>(31)</sup>。

さらにまた、連邦憲法の諸規定からも、連邦憲法15条8項の連邦監督が「監視的(beobachtend)」機能であることが理解できる。すなわち、連邦憲法15条8項は、「監督する(wahrnehmen)」という多義的な不確定表現を使用するが、支配的学説および

実務は、連邦と州との間の規定、特に憲法裁判・行政裁判制度を考慮して解釈すべきだとする。これらの法的統制制度は、州の違法行為の広範な破棄可能性を前提としており、それゆえ、連邦憲法15条8項の「監督 (Wahrnehmung)」は、連邦監督の「監視的 (beobachtend)」機能として解釈できる。施行立法の状況についての問い合わせ、報告依頼など、連邦規定の遵守に関するあらゆる有益な情報を収集する連邦の権利 (Informationsrecht) を含むに過ぎず、「是正的 (berichtigend)」措置は、施行立法の場合における立法権限の連邦への委譲 (連邦憲法15条6項)、憲法裁判・行政裁判制度などその他の憲法制度に基づき行使される<sup>(32)</sup>。

## ②州の立法権限の連邦への委譲

立法権限を含めて州の権限は、州の自立性 (Selbständigkeit) の根拠である (連邦憲法2条、15条1項)。それゆえに、州権限は、憲法上困難な手続によってのみ変更しうる (連邦憲法44条2項)。州が、その権限を行使しない、または十分に行使しないならば、連邦が監督手段を行使するのではなく、州公民が州の民主主義制度の枠内において、代表者の責任を追及するのが、連邦国家の本来の姿である。しかし、連邦憲法は、連邦監督の措置として、3つの特別な立法権限の委譲の場合を定めた。そのためには、2つの前提が決定的であるとされる。第一に、連邦が、自己の権限の行使において、州権限の秩序正しい行使に法的に完全に依存しているということ、第二に、州権限の連邦への権限委譲は一時的であり、州が必要な施行立法を發布したならば、連邦の監督措置は失効するということである<sup>(33)</sup>。以下、権限委譲の3つの場合を挙げる。

### (i) 州の施行立法権の連邦への委譲

連邦の「原則としての立法」に対する州の「施行立法」の連邦への権限委譲については①で既に触れているので、ここでは簡単に触れるにとどめる。

「原則としての立法」が施行立法制定のための期間を定めていないならば、権限委譲は生じない。「原則としての立法」が期間を定めているならば、施行法律の発布権限は、州が施行法律を発布するまで連邦に移行する。このことは、法的には、「原則としての立法」の定めた期間経過後は連邦権限と州権限が並存しており、州権限は連邦権限とそれに基づく法律を排除するゆえに、州権限がより強いということの意味する<sup>(34)</sup>。

連邦が「原則としての立法」を改正するならば、それによって、矛盾する州施行法律は無効となる。施行法律の無効によって連邦の委譲権限が有効になるのかどうか争いがある。憲法裁判所は、施行法律が存在しているという理由で、これを否定している (VfSlg 10176/1984; 15838/2000; 17928/2006)。これに対し、学説は、適合させる期間経過後の委譲を肯定する。

州権限の委譲が生ずるのは、施行立法が完全に欠如している場合のみか、または不十分な場合も含むのかについては、争いがある<sup>(35)</sup>。

実務上、州立法者による施行立法のための期間遵守の圧力手段として委譲が有効に機能するが、連邦は、州立法者に対するこの最も厳格な監督措置の行使に際し非常に控えめであり、今まで、連邦憲法15条6項による連邦の委譲立法の場合は存在しない<sup>(36)</sup>。

(ii) 州による連邦の国家条約実施の連邦への委譲

国際法上の国家条約は、州の独自の権限事項についても、連邦によって締結される（連邦憲法10条1項2号、50条2項2号）。しかし、その国内の実施は、それが必要である限り、連邦憲法の権限配分規定に従う。連邦による国際法上の国家条約は、その実現は、例えば、自然保護の領域における国家条約のように、状況によっては、州法律または州命令の発布に依存する。連邦は、国家条約の義務の実現に対して国際法上責任を負っているのので、連邦憲法は、州の実施義務（州の実施義務に関しては、間接連邦行政におけるのと同様の、州知事に対する指示・命令を含む監督権が連邦に帰属している〔連邦憲法16条5項〕<sup>(37)</sup>）とともに、国家条約の実施措置に対して、連邦の一時的委譲権を規定している（連邦憲法16条4項）。ここにも、州の実施措置の期間と、制裁としての権限委譲が規定されている。もっとも、ここでは、不確定的に「適宜に（rechtzeitig）」という言葉で表現されている。国家条約が精密な期間設定を含んでいないならば、国際法上の期間の定めは連邦に属する。同様に、連邦は、州による国家条約の実施が「正しく、かつ完全か」どうか、評価しなければならない。なぜならば、国家条約の解釈と、そこから導き出される国際法上の義務が連邦事項であるからである。国家条約の実施に際して発布された「正しくない、または不完全な」実施（州法律）が、どの程度委譲に至るのかは明らかでない。（i）で概観した連邦憲法12条の、連邦の「原則としての立法」と州の施行立法に関して憲法裁判所によって発展させられた原則を、国家条約についての施行法律に転用するならば、ここでも、施行の完全な欠如の場合のみ委譲が認められるということになる<sup>(38)</sup>。

連邦への委譲は一時的であり、法律の発布など連邦によって為された措置は、州がその義務を果たすと同時に失効する。連邦によって為された措置の失効は、連邦官報で公示される（連邦官報法〔BGBl. I Nr.100/2003, Nr.33/2013〕3条1項5号、4条1項3号）<sup>(39)</sup>。

(iii) 州によるEU法実施の連邦への委譲

州によるEU法実施と関連する連邦の一時的委譲権（連邦憲法23d条5項）は、内容的に、（ii）で概観した国家条約実施に際しての委譲にならって作られている。もっとも、この連邦の権利は、これに比べて明らかに制限されている<sup>(40)</sup>。連邦は、州がオーストリアの国際法上の義務を完全かつ適宜に実施措置に転換（置き換え）（Umsetzung）したかどうかを判断し、委譲権を行使することになるが、州が転換義務を十分に遂行していない、または適宜に遂行していないということをEU裁判所が確定する（feststellen）ということが、ヨーロッパ統合の枠内における委譲の前提である。この憲法構造は、州によるEUの法行為の実施が明らかに実施期間を超過した場合においても、連邦自体が、代替措置をなす権限がないという事態を生じさせる。州によって転換されるEU法が広大な範囲に及ぶことを考慮に入れるならば、この委譲権は、その厳格な前提にもかかわらず、他のすべての委譲権よりもより大きな意義を有する。EU裁判所によって確定されたところのケルンテン州によるEU法の適宜でない転換に対して、連邦の代替規定（「ケルンテン州並びにケルンテン州の市町村および市町村組合の職員の、生物性物質による危険からの保護に関する連邦政府の命令」〔BGBl. II Nr.173/2002〕）の適用事例が存する<sup>(41)</sup>。

③州の国家条約に対する連邦監督

1988年11月29日の憲法律（BGBl.Nr.685/1988）による連邦改正により、各州は、その独自の権限に属する事項について、オーストリアと国境を接する諸国またはその支分国と、条約を締結することができる（連邦憲法16条1項）。しかし、同時に連邦は、固有の広範な条約締結権限を留保している（連邦憲法10条1項2号）。この複雑な権限配分と古典的な国際法の中央集権的基本構造から、州条約に対する連邦監督による特に広範な留保と介入権が生ずる。それらは、全般的に、連邦の国際法的優位を意図するものとされる<sup>(42)</sup>。条約締結前、条約締結時、条約締結後に分けて考える。

(i) 条約締結前の連邦監督

行政レベルの交渉がなされ、そこにおいて、条約本文が作成され、続いて仮調印される。ここでは、連邦監督の3つの異なった形態が存する。

a. 州政府が、交渉開始前に、州条約について連邦に知らせなければならない。これは、形式的には情報提供義務のみに過ぎないが、連邦の広範な同意権および解約告知権（連邦憲法16条2項、3項）と結び付き、いかなる状況においても一定の条約を認めない、それゆえ、今後更なる交渉も無意味であることを予め伝えることができるという意味を有する。

b. 条約本文の仮調印は、連邦憲法97条2項の同意手続にならった連邦政府の同意手続と結び付き、連邦政府が8週間以内に同意を拒否しない場合に限り、条約締結が許される（連邦憲法16条2項）。この連邦政府の同意手続は、州憲法に従った州議会による承認手続に先行する。なぜならば、州議会には既に署名された条約本文が提出されねばならないからである。

c. さらに、交渉の開始については、連邦政府ではなく州政府の提議権と州知事の副署に基づくところの連邦大統領の授権を必要とする。その結果、州の提議権が規定されているが、権限自体が連邦大統領に帰属していることになり、州条約は、初めから州ではなく共和国の国際法的能力に関係づけられている<sup>(43)</sup>。

(ii) 条約締結時の連邦監督

国際法上の州条約は、州憲法に従い、連邦レベルの国家条約（連邦憲法50条）にならって作られた州議会の承認手続に服する。州議会の承認議決自体は、条約本文が連邦によって既に同意済みであるので、再度連邦の監督に服しない。州条約を州法律によって実現する場合は、連邦憲法97条による連邦の一般的同意権に服する。

条約締結時の本来の連邦監督は、州条約の批准をも包括するところの連邦大統領の代表権限に存する。ここにおいても、州政府の提議権と州知事の副署が規定されている（連邦憲法16条2項）が、最終的には、連邦機関が州条約の国際法上の拘束宣言（声明）（Bindungserklärung）を出す。それゆえ、州条約の国際法上の主体は、州ではなくオーストリア共和国であると言うことができる。これについては別の捉え方も可能であり、連邦大統領は、ここでは、国際法上の主体である「州」の機関として行動しているのであり、連邦憲法16条1項も「各州（die Länder）」は条約を締結することができる<sup>(44)</sup>と規定していることがその根拠となるとされる<sup>(44)</sup>。

(iii) 条約締結後の連邦監督

連邦は、州条約の締結後も、その法的存続に対して、明らかに支配権 (Oberhoheit) を保持している。連邦政府の要請に基づき、州はいつでも州条約を解約しなければならず、州が適宜にこの要請に従わない場合は、解約告知権は連邦に委譲される (連邦憲法16条3項)。州条約の存続に対するこの異常なまで広範な連邦の介入可能性は、連邦の共和国のための統一的な外交政策および条約高権という基本的概念から説明できる<sup>(45)</sup>。

以上 (i) (ii) (iii) から理解できるように、国家条約に対する州権限は、統一国家 (Einheitsstaat) が、国家条約を自らのために締結することを自律的地域 (autonome Region) に授権すると本質的に異ならない。それゆえ、今まで、連邦の支配権の下に、オーストリアのいかなる州もこの種の州条約を締結することがなかったことも驚くべきことではない<sup>(46)</sup>。

④ 州相互間の協定に対する連邦監督

州相互間の協定は、州の自立的活動権限に属する事項についてのみ締結することができ、連邦政府に遅滞なく知らされる (連邦憲法15a条2項)。この特別な連邦監督は、歴史的にのみ説明しうる。すなわち、州相互間の協定は、個々の州の連合によって中央権力に対して危険を与える可能性を含むからであり、それゆえ、君主制において一般的に禁止され、新たな連邦国家においても、中央による監督に服すべきものとされている。

しかし今日、このような州相互間の協定に対する連邦監督は、無意味なものとなった。今や、連邦にとって違法な、あるいは政治的に望ましくない州協定自体に対して、いかなる法的手段も利用できない。連邦憲法138a条も、このような場合に適用されない。連邦憲法138a条は、州相互間の協定について、協定が存在するか否か、および、この協定から生ずる義務が履行されたか否かについての憲法裁判所による審査に関する規定に過ぎないからである。

州の協定は、州憲法に従って、州議会の同意手続に服するが、国際法上の国家条約と異なり、協定が権利変動を引き起こす場合には、常に法律に転換 (置き換え) (Umsetzung) することによって実現されねばならない (VfSlg 9581/1982)<sup>(47)</sup>。それゆえに、違法な協定に基づくあらゆる高権的行為、特にあらゆる転換法律 (Transformationgesetz) は、憲法裁判所の下で争うことができる (連邦憲法140条)。また、私経済行政の領域におけるあらゆる違法な協定も、民事裁判所により無効とされる (ABGB [Allgemeines bürgerliches Gesetzbuch] 879条)。さらに、政治的に望ましくない州協定も、協定の当事者を超えて法的効力を及ぼすことはできない。それゆえに、連邦のために州協定を知らせる州の義務は、政治的性格のみを有するに過ぎないとされる<sup>(48)</sup>。

⑤ 連邦大統領による州議会解散

(i) 監督措置の一般的性格

州の立法に対してではなく立法機関に対して、連邦の最も鋭い政治的監督措置が向けられる。それが、連邦大統領による州議会解散である (連邦憲法100条)。連邦大統領による国民議会の解散 (連邦憲法29条1項) は、国民議会と連邦の最高執行機関 (連邦大統領も含めて) との間の政治的対立を解消するものとされ、統治制度における大統領権限を強化

するための1929年連邦憲法改正（BGBl.Nr.1/1930）によって導入されたものであるが、州議会の解散は、州の統治制度において何ら機能を有するものではなく、真に連邦国家的意味を有する。このことは、ここでは、連邦大統領は、州条約の場合（連邦憲法16条2項）におけるように、州政府の提議に基づき州知事の副署の下に活動するのではなく、連邦政府の提議に基づき連邦首相の副署の下に行動するということから生ずる。関係州の議会制立法および統治制度への重大な介入の連邦国家的性格は、連邦大統領の決定は連邦参議院の同意に結び付いているということによって強調される。州の代表機関として、連邦参議院は、連邦主義政策的に望ましくない監督権の行使を防止する。連邦大統領による州議会解散は、監督措置としての市町村議会の解散（連邦憲法119a条7項）にならって作られたものではあるが、政治的に特に重要性を有する連邦参議院の同意（総議員の2分の1が出席し、かつ投票の3分の2の多数決）という議会制要素によって、市町村議会の解散とは異なるのである。もっとも、連邦参議院に州は平等に代表されていない（連邦憲法34条）ので、解散に関する同意についての「州の多数決（Ländermehrheit）」は保障されていない。当然ながら、連邦参議院の構成員は州議会によって選出される（連邦憲法35条）ので、議会の解散が議せられている州の代表者は、加わることができない（連邦憲法100条）。

州議会の解散決定についての連邦参議院の同意は、州における議会制度に敵対して向けられるのではなく、反対に、州議会の秩序正しい機能を確保するものとされる。1984年11月27日の憲法律（BGBl.Nr.490/1984）による改正によって、国民議会と同様に、解散は、同一の理由によっては、一度に限り行うことができるものとされた。それによって、連邦大統領の命令ではなく、州公民の選挙決定が、議会の解散に至るところの政治的対立の解消に関する最終的決定をなすということが確保される<sup>(49)</sup>。

(ii) 適用事例

連邦大統領による国民議会解散とは対照的に、連邦監督の措置としての州議会解散は一度も起こっていない。他の連邦国家、特にスイスとの比較から、解散の適用事例として、理論的に次のような場合が考えられる<sup>(50)</sup>。

a. 政党政治的対立

州議会における地域的に限定された政党との対立の際の解散が考えられる。この場合においても、解散権行使の一回性から、政治的対立の永続的解消を可能にするものではない。

b. 法違反の固持

州議会と、州議会によって選出された州政府が、憲法裁判所の判断を尊重せず、それによって、連邦による憲法国家的法制度の実効性を失わせることも考えられる。例えば、州知事または州政府の憲法責任追及の公訴の裁判（連邦憲法142条2項（e）、（f）、（g）、（h）、（i））、選挙訴訟に関する裁判（連邦憲法141条）、法律の違憲性の裁判（連邦憲法140条）、権限争議の裁判（連邦憲法138条）、行政主体に対する財産法上の請求（財政調整）に関する裁判（連邦憲法137条）などにおける憲法裁判所の判断の無視を考慮することができる。特に違憲の政党<sup>(51)</sup>の代表者が州議会の構成員であることも解散事由となりうる。かくし

て、連邦憲法100条は、このような連邦憲法の保障機能および連邦国家における憲法国家的同質性に奉仕する。

c. 民主主義制度の拒否ないし機能不全

州議会の解散は、州議会が党派的な構成などから、州の立法および統治制度における諸機能を行行使する状況にない場合に考慮されうる。そのような例として、例えば、州知事、州政府、連邦参議院の代表者の必要な新たな選挙を行わない、必要な国法上の責任追及の主張をしない、必要な立法を行わない、必要な予算を作成しないなどの場合を挙げることができる。

d. 連邦国家の重大な妨害

州議会は、決議によって、連邦国家の統一性や連邦憲法の有効性を危険に陥れ、あるいは侵害することができる。このような行為の例として、連邦国家からの州の離脱、または、第一共和国で生じたように、近隣国家への併合に関する国民投票実施の議決を挙げることができる。さらに、州議会による一方的な連邦憲法の全面的廃止、州領域に対しての連邦憲法の部分的廃止も、法的に、連邦国家からの離脱に匹敵するものであり、連邦憲法100条の適用事例を構成するであろう。

以上、a. b. c. d. の事例に示されるように、州議会の解散可能性は、特に、州議会の法的および政治的権力の濫用（不行使の場合も含めて）の防止に奉仕し、それゆえ、連邦国家の合憲性、機能性、政治的同質性を保障し確保するために、非常に効率的に機能する<sup>(52)</sup>。

⑥州立法に対する連邦の法的統制

(i) 連邦監督としての司法による法的統制

州権力、特に憲法立法も含めて州立法は、そのすべての規制領域において、連邦憲法によって詳細に規定され、実定法により設立された憲法裁判所によって、この詳細な基準に従って統制されているので、その自立性も非常に相対的である。憲法制定国民議会によって1920年10月1日に可決された連邦憲法は、統一国家と連邦国家の妥協の産物であったので、連邦国家的構造は非常に弱く、それ以降の一連の連邦憲法（1925年連邦憲法、1929年連邦憲法）によってますます中央集権化した。その特徴は、連邦と州との権限配分、連邦参議院の弱体化、中央の行政裁判所と会計検査院、州の立法および行政制度に対する詳細な枠規定によく示されている。1970年代に、連邦諸州からの要請を受け、連邦主義政策のための一連の連邦憲法改正が為され、支分国憲法としての州憲法の「憲法自律性」の概念が復活するまで、州憲法の自律的核心領域にまで及ぶ連邦憲法立法者の「規制の暴威 (Regelungswut)」を受け、州憲法は、自主独立性、自律性に代わって、分権化された統一国家の地方 (Provinz) と特徴づけられる州の国法上の従属関係を体现するものとなった。オーストリア連邦憲法は、州の自立性の画一化 (Vereinheitlichung) の手段として意識的に用いられ、連邦憲法のこの機能を、憲法裁判所も承認していることを認識しておくことが重要である<sup>(53)</sup>。

(ii) 連邦監督の機関としての憲法裁判所

中立的な憲法裁判所も、連邦憲法の以上の構造に基づき、連邦監督の重要な機能を果た

していることは、特に以下の考察から明らかである<sup>(54)</sup>。

a. 連邦政府の申立権

州法律および州命令のすべての重要な統制手続において、連邦政府は、申立権および取消権を有する（連邦憲法139条、140条）。連邦政府は、統治政策の機関としてもその決定をなすことができ、それゆえ、連邦国家政策の手段としても統制権を行使する<sup>(55)</sup>。

b. 連邦機関としての裁判所

州規範の合法性について判定する憲法裁判所は連邦の機関であるがゆえに、連邦監督が存在する。確かに、憲法裁判所は、一定の場合において、連邦と州共通の機関として機能的に活動するが、連邦憲法を基準としての州立法の統制については、このことが妥当しないからである。すなわち、ここでは、連邦憲法（「連邦法」）の解釈および適用に関して「連邦機関」が、連邦憲法規範の適用に関して連邦とは全く異なる法理解を有する州に対する争訟手続において、裁判するからである<sup>(56)</sup>。

c. 連邦監督の裁判法としての「配慮原則（Berücksichtigungsgebot）」

オーストリア連邦憲法の実証主義の基本構造ゆえに長らく否定されてきたのであるが、連邦憲法裁判所は、「配慮原則（Berücksichtigungsgebot）」に関するいくつかの判決以降、成文憲法を超えて、連邦国家における権限行使の不文の制限として、この原則とともに活動していることが明らかである。確かに、配慮原則は、権限配分と同様に、形式的には、連邦権力および州権力の同様な制限として妥当しているが、實際上、連邦権限の圧倒的な数の多さと内容的な重要性から、連邦利益に反する州権力の行使の実定法を超える（超実定法的な）制限として機能している。憲法裁判所も、具体的な利益対立の際、この制限を法的義務として現実化することによって、州に対する拡張された法的な連邦監督の重要な制度として機能することになる<sup>(57)</sup>（第1章 3.（4）参照）。

d. 理論と実務における法監督の対等的性格

オーストリアの憲法裁判所は、連邦も州もほとんど同じ方法で、連邦憲法の法制限の下に、お互いに統制されることによって特徴づけられる。法律および命令の取消権、権限争議の際の申立権は、連邦にも州にもほとんど同じように構成されている。連邦憲法律自体も、憲法の基本原理（Baugesetz）違反ゆえに連邦憲法44条3項によって、また、連邦憲法44条2項による連邦参議院の同意を欠いているなど、立法手続におけるその他の瑕疵ゆえに、州政府によって、憲法裁判所の下で取り消されうる。しかし、連邦憲法の実事上の構造、連邦国家のあらゆる領域における抑制の無い中央集権主義に基づいて、手続的対等性が、司法的実現の際には、連邦の圧倒的な優位に転じており、州による連邦の国家権力の積極的な統制の余地がほとんど存しない。憲法裁判所も含めて司法による連邦憲法に基づくところの連邦見解の確認と承認の危険は非常に大きいので、憲法判決による実効的な州の連邦統制についてはほとんど語る事ができず、州は、連邦規範の取消しの訴訟危険を避ける傾向にあるといわれる<sup>(58)</sup>。

（「第3章1.（3）B. 州行政に対する連邦監督」以下は、次号に続く）

注

第2章

- (92) 間接市町村行政 (mittelbare Gemeindeverwaltung) (連邦憲法116a条、118条7項) も存することにつき、Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.298, SS.428-429.
- (93) Peter Pernthaler, SS.492-493.
- (94) Peter Pernthaler, S.382, S.493.
- (95) 連邦機関の協力は、州政府ないし個々の主管州政府構成員など最上級州機関の執行権限を侵害することは許されない。同時に、連邦大統領、連邦大臣など最上級連邦機関の州執行への協力は、これらの機関が最上級州機関に服属することができないゆえに許されない (VfSlg 9536/1982: 連邦大統領の人事権等の特別法律 (ここでは州法律) による委任 (連邦憲法65条3項) について)。また、州法律による司法権の委任も、裁判所も組織的に州執行権に服属することができないゆえに、ここにおいても同意を要する連邦機関の協力を問題にすることはできない。それゆえに、協力は、圧力的に、行政の補助機関、とりわけ保安団体が考慮され、州が独自の保安団体を設置できず、自らの権限領域における行政警察的任務につき連邦の保安団体の協力が必要となるので、保安団体は、実際上も、連邦憲法97条2項の同意手続の最大部分を構成している。Peter Pernthaler, S.493, S.496.
- (96) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.151; Peter Pernthaler, S.382, S.497; VfSlg 8155/1977.
- (97) Peter Pernthaler, S.382.
- (98) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.151; Peter Pernthaler, S.493.
- (99) Peter Pernthaler, S.493. これに対し、州の行政手続において、連邦機関の当事者権または聴聞権を州法によって認めることは、連邦の協力についての同意を必要としないとされる。Peter Pernthaler, S.493.
- (100) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.151; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.298; Peter Pernthaler, S.496.
- (101) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.151; Peter Pernthaler, SS.381-382, S.496.
- (102) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.130, S.151; Peter Pernthaler, S.382, S.496. 連邦憲法15条9項につき同旨、VfSlg 12151/1989.
- (103) Peter Pernthaler, S.496. 注 (95) も参照。
- (104) Peter Pernthaler, S.382.
- (105) Peter Pernthaler, S.494.
- (106) Peter Pernthaler, S.494.
- (107) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.151; Peter Pernthaler, S.365, S.382, S.496.
- (108) これに対し、例えば、地域的安全警察 (連邦憲法15条2項)、催し物制度 (連邦憲法15条3項) の領域における任務のような州の自立的 (独自の) 権限領域に属する任務 (連邦憲法15条1項) を連邦警察官庁に委任する場合は、州立法者のみが規制権限を有するので、連邦憲法97条2項の連邦政府の同意が必要となる。Peter Pernthaler, S.365.
- (109) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.130, S.151, SS.237-238; Peter Pernthaler, S.365, S.382, S.496.
- (110) Peter Pernthaler, S.365.
- (111) Peter Pernthaler, S.365.

第3章

- (1) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.149; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.152; Walter Berka, S.146.
- (2) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.152; Walter Berka, S.146; Peter Pernthaler, S.484.
- (3) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.148; Walter Berka, S.146.
- (4) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, SS.148-149.
- (5) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, SS.148-149.
- (6) Peter Pernthaler, S.483.

国際研究論叢

- (7) Peter Pernthaler S.484.
- (8) Peter Pernthaler S.484.
- (9) Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadmayer, Karl Stöger, S.161; Peter Pernthaler SS.484-485.
- (10) Peter Pernthaler, S.485.
- (11) Peter Pernthaler, S.307, SS.343-344, SS.485-486, SS.508-509, S.517. 配慮義務については、第3章 1. (3) A. ⑥ (ii) c. 参照。
- (12) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.149; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.152; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadmayer, Karl Stöger, S.161, S.166.
- (13) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.149; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.152; Walter Berka, S.146; Peter Pernthaler, S.497.
- (14) Walter Berka, S.146.
- (15) Walter Berka, S.146.
- (16) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.149; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.152; Walter Berka, S.146.
- (17) Walter Berka, S.146.
- (18) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.152.
- (19) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.149; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.152; Walter Berka, S.146.
- (20) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.152.
- (21) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.149.
- (22) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.149; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.153.
- (23) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.149.
- (24) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.149; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.152.
- (25) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.149; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, SS.152-153.
- (26) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.153, S.259.
- (27) Peter Pernthaler, S.498.
- (28) Peter Pernthaler, SS.500-501.
- (29) Peter Pernthaler, SS.498-499.
- (30) Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadmayer, Karl Stöger, S.166; Peter Pernthaler, SS.498-499.
- (31) Peter Pernthaler, S.498.
- (32) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.152; Peter Pernthaler, SS.497-498. “wahrnehmen” の意味については、後述第3章 1. (3) B. ② (iii) b. 参照。
- (33) Peter Pernthaler, S.500.
- (34) Peter Pernthaler, SS.500-501.
- (35) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.129; Peter Pernthaler, S.501.
- (36) Peter Pernthaler, S.501.
- (37) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.88, S.152; Walter Berka, S.87; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadmayer, Karl Stöger, S.170.
- (38) Peter Pernthaler, S.501.
- (39) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.88; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadmayer, Karl Stöger, S.170.
- (40) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.152.
- (41) Peter Pernthaler, S.502, S.527.
- (42) Walter Berka, S.87; Peter Pernthaler, SS.502-503.
- (43) Walter Berka, S.88; Peter Pernthaler, SS.503-504.
- (44) Walter Berka, S.88; Peter Pernthaler, S.504.
- (45) Walter Berka, S.88; Peter Pernthaler, S.504.

- (46) Walter Berka, S.87; Peter Pernthaler, SS.504-505.
- (47) VfSlg 9581/1982では、オーバーオーストリア、チロール、フォラルベルク各州間の、生活保護業務における費用賠償（補償、負担）に関する1973年12月17日の協定（生活保護申請者が、保護の許可前の最後の6ヵ月間、少なくとも5ヵ月間ずっと、その領域に滞在していたところの生活保護の担当者は、生活保護給付のための費用を賠償（負担）する義務がある）が、協定諸州の生活保護の担当者（Träger）（最低限度の生活保障の組織は、州によってさまざまに規定されているが、担当者は、州、市町村組合（Gemeindeverbände）〔生活保護組合（Sozialhilfeverbände）〕、市町村（Gemeinde）〔自主法都市（Städte mit eigenen Statut）〕である。Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L.Frank, Band4, S.290. ここでは、協定の当事者でない後二者が問題となる）を義務づけるのか問題となった。
- 判例によると、オーストリア共和国と他の国際法主体間で締結される国家条約のオーストリアの法体系への組み入れについては、連邦憲法が明白に規定している（特に、連邦憲法49、50、65条）。すなわち、国家条約は、その公布でもって、法の名宛人に対する国内的法効力を有する。国家条約は、法律および命令とともに、固有の一般的法源である。これに対し、連邦憲法は、連邦憲法15a条の協定については、この種の規定を含んでいない。それゆえ、州協定は、規範の名宛人を拘束する一般的法規範ではなく、その内容が法律または命令によって、規範名宛人に対して拘束力を有することが宣言されたときのみ、規範名宛人を義務づける。規範名宛人を拘束する規定は、協定ではなく、協定の本文を文字通り受け継いだ法律または命令なのである。
- 以上のことは、州協定を憲法裁判所の下に持ち出す連邦憲法138a条2項の制限された可能性からも明らかである。協定が、州機関による法律、命令などの規範設定行為を間に挟むことなく、単なる公布のみで効力を有するならば、違法な一般的規範に対する無制限な権利保護を保障するために、連邦憲法140a条による国家条約と同じ方法で争うことができねばならない。しかし、現実はそのではないので、その内容が規範名宛人をも拘束する協定は、法律または命令に入れ替えられなければならない、こうした方法で、憲法裁判所の下における広範な取消し（連邦憲法139条、140条）に服させているということが連邦憲法上明らかである。
- (48) Peter Pernthaler, S.505.
- (49) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.153, S.161; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, SS.391-392; Peter Pernthaler, SS.505-506.
- (50) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.153; Peter Pernthaler, SS.506-507.
- (51) 政党法1条3項（憲法規定）は、「連邦憲法が別段の定めをしない限り、政党の設立は自由である。その活動は、特別の法規定によるいかなる制限にも服しない」と定める。BGBl. I Nr.56/2012.
- (52) Peter Pernthaler, SS.506-507.
- (53) Peter Pernthaler, SS.466-468, S.508.
- (54) Peter Pernthaler, S.508.
- (55) Peter Pernthaler, S.508.
- (56) Peter Pernthaler, S.508.
- (57) Peter Pernthaler, SS.508-509.
- (58) Peter Pernthaler, SS.509-510.

#### 参考・引用文献

- ・ Bernd-Christian Funk, *Einführung in das österreichische Verfassungsrecht (14.Auflage)*, Leykam Kurzlehrbücher, 2011.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, *Österreichisches Verfassungsrecht (2.Auflage)*, Springer-Verlag, 1984.
- ・ Theo Öhlinger, Harald Eberhard, *Verfassungsrecht (10.Auflage)*, Facultas Verlags-und Buchhandels AG facultas.wuv Universitätsverlag, 2014.

- Walter Berka, *Verfassungsrecht (6.Auflage)*, Verlag Österreich GmbH, 2016.
- Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, *Grundriss des österreichischen Bundesverfassungsrechts (11.Auflage)*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung GmbH, 2015.
- Peter Pernthaler, *Österreichisches Bundesstaatsrecht*, Verlag Österreich GmbH, 2004.
- Oskar Lehner, *Österreichische Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte (4.Auflage)*, Trauner Verlag, 2007.
- Wilhelm Brauneder, *Österreichische Verfassungsgeschichte (11.Auflage)*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung, 2009.
- Robert Walter, Heinz Mayer, *Grundriß des österreichischen Bundesverfassungsrechts*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung, 1988.
- Ernest C.Hellbling, *Österreichische Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte*, Springer-Verlag, 1956.
- Ludwig K.Adamovich, *Grundriss des Österreichischen Verfassungsrechts*, Springer-Verlag, 1947.
- Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L.Frank, *Österreichisches Staatsrecht (Band 1: Grundlagen, 2.,aktualisierte Auflage)*, Springer Wien NewYork, 2011.
- Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L.Frank, *Österreichisches Staatsrecht (Band 2: Staatliche Organisation, 3.Auflage)*, Verlag Österreich, 2014.
- Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L.Frank, *Österreichisches Staatsrecht (Band 3: Grundrechte, 2.Auflage)*, Verlag Österreich, 2015.
- Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L.Frank, *Österreichisches Staatsrecht (Band 4: Allgemeine lehren des verwaltungsrechts, 2.Auflage)*, Verlag Österreich, 2017.
- <http://www.verfassungen.de/at/titel.htm>, *Verfassungen Österreichs*, 2014.
- <http://www.ris.bka.gv.at>, *Gesamte Rechtsvorschriften für Bundes-Verfassungsgesetz*, 2018.
- Bundeskanzleramt, *Bundesgesetzblatt für die Republik Österreich (BGBl.)*, Österreichische Staatsdruckerei.
- *Amtliche Sammlung der Erkenntnisse und wichtigsten Beschlüsse des Verfassungsgerichtshofes (VfSlg)*.
- 高田敏「オーストリア連邦憲法」、阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集〔第4版〕』、有信堂、2009年。